

令和7年度



令和7年4月入所申請受付期間【一次申請】

受付期間	受付時間	受付場所
11月25日(月)～ 11月29日(金)	8:30～17:00	児童青少年課(東久留米市役所2階)・郵送・オンライン ※現在、学童保育所に在籍している児童は全学年、左記期間の学童保育所開所時間中、平日は9時～19時、土曜日は9時～18時00分まで在籍している学童保育所に提出できません。 ※12月6日(金)の17時15分以降、および7日(土)は、執務時間外のため、児童青少年課の学童保育所申請受付以外の窓口は開いておりません。 ※郵送およびオンラインによる申請も受け付けます(左記受付期間内必着)。詳しくは次頁をご確認ください。
12月2日(月)～ 12月5日(木)	8:30～17:00	
12月6日(金)	8:30～20:00	
12月7日(土)	8:30～17:00	

【二次申請受付期間】令和6年12月9日(月)～令和7年1月10日(金)

【三次申請受付期間】令和7年1月14日(火)～令和7年2月28日(金)

※二次および三次申請の受付期間は、下記の閉庁日を除きます。

土曜日・日曜日・祝日および12月29日～1月3日の年末年始

※二次および三次申請の受付時間および受付場所は、下記のとおりとなります。

受付時間：8:30～12:00 および 13:00～17:00

受付場所：児童青少年課(東久留米市役所2階)・郵送・オンライン(上記受付期間内必着)

高学年児童(小学4～6年生)の申請受付期間および受付場所等

受付期間：上記一次申請、二次申請および三次申請受付期間に準じます

受付場所：一次申請受付期間(新規申請：児童青少年課)

(在籍児童：児童青少年課もしくは在籍の学童保育所)

：一次申請受付期間以外(児童青少年課)

※入所決定は、低学年児童(小学1～3年生)の入所決定後(3月下旬予定)に行います。

※受付時間は、一次申請、二次申請および三次申請に準じます。

※郵送およびオンラインによる申請も受け付けます(上記受付期間内必着)。

もくじ

1. 学童保育所とは	1
2. 学童保育所の入所について	1
【1】入所の資格	1
【2】入所申請の結果通知時期等	2
【3】入所申請に必要な書類	3
【4】入所の決定・面接	4
3. 開所日時および休業日について	4
4. 学童保育所費および延長育成料について	5
【1】学童保育所費	5
【2】延長育成料	5
5. その他	6
6. 東久留米市立学童保育所一覧	6

※郵送受付について

- ・日程に余裕をもってご郵送ください。また、配達記録が残る方法（簡易書留やレターパック、特定記録郵便等）での提出をお勧めします。
- ・申請書類の不備不足等により受付できない場合、期日までに不備不足を解消できないときは、入所の可否判定ができず、入所判定が保留になる場合がありますので、ご注意ください。

※オンライン申請について

- ・令和7年4月入所の申請は、以下の URL または QR コードからオンラインでも申請できます。**就労証明書等の提出書類を必ず揃えた状態でご申請ください。**

URL : <https://logoform.jp/form/985h/737054>



○ 問い合わせ・郵送申請宛先 ○

〒203-8555
東久留米市本町3-3-1
東久留米市子ども家庭部
児童青少年課 児童青少年係
学童保育所入所申請担当
電話 042-470-7735（直通）

1. 学童保育所とは

学童保育所とは、放課後帰宅しても、保護者の就労等により家庭で育成が受けられない児童を、保護者に代わって専門の職員が育成支援する施設です。

市内には、全ての市立小学校の小学校区ごとに1または2施設ずつ計19の市立学童保育所があります。

今回、入所の対象となるのは、令和7年4月1日時点における小学1年生～6年生で、入所を希望する児童です。



2. 学童保育所の入所について

【1】入所の資格

入所できる児童は次の資格をすべて満たす必要があります。

- (1) 東久留米市内の小学校に在籍する小学1年生～6年生の児童
または、市内在住で、市外の小学校に在籍する児童
※転入予定の場合は、住所が決定していれば見込みで入所申請が可能です。
- (2) 保護者の下記の理由により放課後、家庭で適切な育成が受けられない児童
※長期休業期間（春休み・夏休み・冬休み）のみの入所申請は受け付けておりません。
(参照【3】入所の申請に必要な書類 →3ページ)

①就労

1日の勤務時間(休憩・休息時間を除く)が4時間以上で、午後3時以降まで就労している日が週(月～土曜日の間)に3日以上あること(概ね2か月以上の就労が見込まれること)

②疾病・障害

③介護又は看護

④就学

就学・技能習得等のため育成に当たれない時間(休憩・休息時間を除く)が1日4時間以上、午後3時以降まで、週(月～土曜日の間)に3日以上あること(就労の資格に準じる)

⑤出産

出産予定日前6週間から出産後8週間の間(概ね出産月を含む前後5か月)

※育児休業期間中は入所資格に該当しません。

保護者の職場復帰が月の途中の場合、復帰月の1日より入所できますが、利用開始は職場復帰日以降となります。

上記(1)、(2)に該当する児童でも、次のいずれかに該当するときは、入所できません。

- 集団育成等が困難と認められる児童
- ①～④に該当しない65歳未満の同居家族がいる児童

(注意事項)

入所資格を満たしていても、受け入れ可能児童数を超えて入所申請がある場合、お待ちいただくことがあります。

【2】入所申請の結果通知時期等

(1) 令和7年4月1日入所申請の結果通知時期

入所決定は小学1～3年生の低学年児童を優先します。

小学4～6年生の高学年児童は、申請日に関わらず、低学年児童の入所決定後に審査を行います。

令和7年4月1日入所 [低学年児童 (小学1～3年生)]

	結果通知時期 (予定)	入所日
一次申請	令和7年2月下旬まで	令和7年4月1日 (火)
二次申請	令和7年3月中旬まで	
三次申請	令和7年3月下旬まで	

令和7年4月1日入所 [高学年児童 (小学4～6年生)]

	結果通知時期 (予定)	入所日
高学年児童	令和7年3月下旬まで	令和7年4月1日 (火)

(2) 令和7年5月1日入所以降の入所申請受付期間および結果通知時期

入所月	受付期間	結果通知時期	入所日
5月1日入所	令和7年 3月 3日(月)～令和7年 4月15日(火)	入所月の 前月末日まで	各月1日
6月1日入所	令和7年 4月16日(水)～令和7年 5月15日(木)		
7月1日入所	令和7年 5月16日(金)～令和7年 6月16日(月)		
8月1日入所	令和7年 6月17日(火)～令和7年 7月15日(火)		
9月1日入所	令和7年 7月16日(水)～令和7年 8月15日(金)		
10月1日入所	令和7年 8月18日(月)～令和7年 9月16日(火)		
11月1日入所	令和7年 9月17日(水)～令和7年10月15日(水)		
12月1日入所	令和7年10月16日(木)～令和7年11月17日(月)		
1月1日入所	令和7年11月18日(火)～令和7年12月15日(月)		
2月1日入所	令和7年12月16日(火)～令和8年 1月15日(木)		
3月1日入所	令和8年 1月16日(金)～令和8年 2月16日(月)		

※受付時間は8:30～12:00および13:00～17:00です。

※いずれの期間も、土曜日・日曜日・祝日および12月29日～1月3日の年末年始を除きます。

(3) 入所申請方法

新規申請は、市役所児童青少年課窓口および郵送で申請できます。3ページ【3】「入所申請に必要な書類」を提出してください。窓口での申請は、書類等について確認する場合がございますので、保護者が来庁し申請してください。郵送での申請は、申請書類の不備不足等があった場合に、お電話等で確認や、不備不足書類の提出をお願いする場合があります。

【3】入所申請に必要な書類

下記の1、2が両方そろっていないと申請できません。また、記入漏れ等がないようご注意ください

○入所申請時、以下の表から提出書類をご確認ください。

提出書類		備考
1	学童保育所入所申請書	
2	次のうち該当する書類	
	就労	
	就労証明書(保護者の方全員分)	同居家族全員分 (65歳未満の世帯員)
	<p>※保護者が単身赴任等で同居していない場合も、就労証明書の提出が必要です。</p> <p>※勤務が内定もしくは予定である場合は、勤務予定先が証明する勤務内容がわかる書類を提出し、勤務開始後改めて就労証明書を提出してください。</p> <p>※就労証明書の雇用契約期間終了日が令和7年3月31日以前となっている場合、また入所後に年度途中で証明期間が終了する場合は、それ以降の証明期間の就労証明書を再度提出してください。</p> <p>※東久留米市の認可保育施設申し込み用の就労証明書をお持ちの方は、その写しを学童保育所申請用として使用できます。</p>	
	就学	
	在学証明書	児童のきょうだいは不要
	時間割等	
	疾病	
	診断書	申請時から3ヶ月以内のもの、写し可
	理由書	
	介護・看護	
	対象の方の診断書	申請時から3ヶ月以内のもの、写し可
	介護(看護)予定表・スケジュール表等	
	理由書	
	出産	
	母子健康手帳の写し	表紙および分娩予定日記載ページ
	※障害者手帳をお持ちの方	
	身体障害者手帳	
	愛の手帳(療育手帳)	
	精神障害者保健福祉手帳	
※現在の住所地とは異なる学区の小学校に入学する場合		
新住所が確認できる書類	売買もしくは賃貸借契約書の住所・氏名が明記された部分の写し、住民票等	
在籍する小学校がわかる書類	入学通知、児童・生徒の転入学について(通知)等の写し	
※在籍小学校に関する書類が申請時に提出できない場合は、後日提出でもかまいません。学務課での手続き後、すみやかに提出してください。		
※必要に応じて提出		
減免申請書	所費の減免を申請する場合 (添付書類必須)※5ページ参照	
変動届	申請内容(住所・勤務先・家族構成等)に変更がある場合	
転所申請書	転居等により、年度途中で他の学童保育所に転所する場合	
産後休暇・育児休業取得状況報告書	児童の入所後保護者が出産した場合	

※その他の理由で入所を希望する場合は、児童青少年課児童青少年係にお問い合わせください。

※転居等により、入学もしくは在籍小学校が変更になる場合は、新住所や入学・在籍予定校が明確であれば見込みで申請を受理します。ただし、入所日までに必要に応じて書類を提出してください(上記参照)。提出がない場合は、入所決定を取り消す場合があります。

※現在育児休業中の保護者が4月から復職予定である場合は、4月入所の申請ができます。(入所決定したら、復職日から学童保育所を利用することができます。)申請の際には、復職予定の勤務内容を記載した就労証明書の提出が必要です。なお、復職後は就労証明書を再提出してください。

※学童保育所入所申請書、就労証明書の用紙は、市役所児童青少年課(市役所2階)と、各学童保育所にて配布します。また市ホームページからダウンロードすることもできます。

※記入には黒のボールペンを使用してください。(消せる筆記用具の使用不可です。)

※内容の訂正は修正液等を使用せず、二重線で消して修正してください。

※障害者手帳を所持している児童等については、手帳の写し等、内容が確認できる書類を提出してください。

【4】入所の決定・面接

(1) 入所決定までの流れ

入所申請受付期間終了後、提出された申請書に基づき、東久留米市学童保育所入所基準(令和7年度)に沿って、各学童保育所の受け入れ可能児童数内で入所児童を内定いたします。同時に、**新規入所児童**に対しては、面接通知を発送いたしますので、面接通知で指定された日時に電話による面接を受けてください。

※小学1年生～3年生は、一次申請の児童を優先して入所を決定し、二次申請では一次申請で待機となった児童および二次申請の児童の入所の決定をします。三次申請では、一次申請および二次申請で待機となった児童と三次申請の児童の入所を決定します。

※面接時に「児童調査表(記入した物)」と「入所のしおり」をご用意ください。面接では児童の特徴や家庭での様子を伺います。また、学童保育所での持ち物や過ごし方等の説明をいたします。

※面接を受けない場合は入所決定されず、決定通知の発送ができません。入所内定が取り消しとなる場合もあります。

※土曜日・日曜日・祝日の面接はありません。

(2) 令和7年4月1日入所児童の面接日程

[低学年児童(小学1～3年生)](新規入所児童)

申請期間	面接通知発送(予定)	面接期間(予定)
一次申請	令和7年 1月20日(月)	令和7年 1月31日(金)～2月10日(月)
二次申請	令和7年 2月17日(月)	令和7年 2月26日(水)～3月5日(水)
三次申請	電話連絡	令和7年 3月10日(月)～3月14日(金)

[高学年児童(小学4～6年生)](新規入所児童)

小学1～3年生の低学年児童の入所内定後、小学4～6年生の入所児童を内定します。

面接期間は令和7年3月10日(月)～3月14日(金)を予定しています。

(3) 令和7年5月1日以降入所児童の面接日程

入所月の前月下旬に行います。面接の連絡は電話連絡となります。

(4) 上記により、入所決定が受けられなかった児童については待機児童とし、定員に空きが生じた場合、入所判定会議を経て入所を決定し、翌月1日付で入所となります。

(5) **入所判定の結果については文書で通知します。電話等でのお問い合わせには回答することができません。**

(6) 年度途中で転所を希望する場合は、学童保育所転所申請書等の提出が必要です(3ページ参照)。転所希望児童の入所の可否は、新規申請児童および待機児童よりも優先して行います。内定後、転所先の学童保育所と電話による面接を受けていただきます。

3. 開所日時および休業日について

学童保育所の開所日時および休業日については下記のとおりです。

【開所日時】

開所日	(平日：月～金) 登校日	(平日：月～金) 休校日 および春・夏・冬休み期間	土曜日
開所時間	下校時から18時まで (18時から19時までは延長育成を実施)	8時15分から18時まで (18時から19時までは延長育成を実施)	8時15分から16時15分まで (16時15分から18時までは延長育成を実施)

※育成時間は保護者の勤務時間等に準じます。

※延長育成時間の利用については、別途申請が必要となります。詳細については別途ご案内をいたしますので、利用を希望される方は内容を確認し、申請をしてください。

※保護者が勤務のない日は、原則として家庭での育成をお願いいたします。

※18時までの利用はお迎えを条件としておりませんが、児童の状態や天候等によってはお迎えをお願いすることがあります。なお、**延長育成を利用する児童は、必ずお迎えでの降所をお願いいたします。ただし、土曜日の延長育成については、平日と同様の取り扱いとします。**

※登所人数等により、第一・第二学童保育所は合同で育成する場合があります。

【休業日】 日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日の年末年始および市長が特に必要と認められた日

4. 学童保育所費および延長育成料について

【1】学童保育所費 入所児童1人につき 月額 6,600円

次のいずれかの世帯は学童保育所費の減免を受けることができます。減免を希望する方は、減免申請書に下記の必要書類を添えて東久留米市役所児童青少年課窓口に提出してください。減免申請書は児童青少年課の窓口または各学童保育所にあります(市ホームページからもダウンロードできます)。

※減免は減免を希望する月の末日までに申請してください。遡っての減免の適用はできません。ご注意ください。

- ・生活保護世帯……………生活保護受給証明書
- ・市民税非課税世帯……………保護者全員の令和6年度住民税非課税証明書
(証明内容は令和5年中の収入による)
- ・市民税均等割のみの課税世帯…保護者全員の令和6年度住民税課税証明書
(証明内容は令和5年中の収入による)
- ・課税世帯で2人以上入所……………特に書類は必要ありません

学童保育所費

	減免後の児童1人当たりの保育所費		
	1人目	2人目	3人目以降
生活保護世帯	免除	免除	免除
市民税非課税世帯	免除	免除	免除
市民税均等割のみの課税世帯	2,200円	1,100円	免除
課税世帯	6,600円	3,300円	免除

【2】延長育成料

延長育成を利用する場合は、上記学童保育所費の他、別途延長育成料がかかります。なお、延長育成を利用する場合は、別途申請が必要となり、減免申請も同様となります。

延長育成料

児童1人当たりの延長育成料		金額
区分	月額	2,000円
	日額(1回)	400円

備考：児童1人当たりの延長育成料は、月額2,000円を超えないものとする。

なお、延長育成料の減免申請をした家庭の児童においては、下記の金額になります。

区 分	減免後の児童1人当たりの延長育成料		
	1人目	2人目	3人目以降
生活保護世帯	免除	免除	免除
市民税非課税世帯	免除	免除	免除
市民税均等割額のみ課税世帯	月額 660円 日額 130円	月額 330円 日額 60円	免除
上記以外の課税世帯	月額 2,000円 日額 400円	月額 1,000円 日額 200円	免除

備考：減免後の児童1人当たりの延長育成料は、上記の月額を超えないものとします。

5. その他

- (1) 申請の内容に変更が生じた場合、または申請を取り下げる場合は、速やかに子ども家庭部児童青少年課児童青少年係へご連絡ください。状況に応じて書類の提出をお願いしております。
- (2) お子様に持病・障害・食物アレルギーがある場合は入所申請時にお申し出ください。育成支援の参考にさせていただきます（入所の可否を問うものではありません）。適切な育成支援を行うため、入所後も対応についてご相談・確認をさせていただくことがございます。ご理解、ご協力をお願いいたします。
- (3) 入所申請に虚偽があった場合は、入所決定を取り消す場合もあります。
- (4) これまでの学童保育所費を滞納している方は、入所申請時に納入計画等を作成のうえ、計画書に従って納入してください。
- (5) 入所後、出席日数がきわめて少ない場合は、退所していただく場合があります。
- (6) 原則、居住学区の学童保育所に入所していただきます。第一・第二学童保育所についてはその年度の児童の居住地、学年等の状況等をふまえ適正に分けさせていただきますので、あらかじめご了承ください。そのため、前年度と異なる学童保育所に在籍する可能性があります。
- (7) 学童保育所の児童の入所状況や職員配置その他の事情により、開始後に運用方法を変更する可能性もございますので、ご承知おきください。変更においてはおたより等でお知らせいたします。

6. 東久留米市立学童保育所一覧

令和6年11月1日時点

学区	学童保育所	所在地	運営形態	電話番号 市外局番 042	受け入れ可能 児童数(人)	
					所舎	特別 教室等
一小	前沢第一学童保育所	中央町6-8-1 (第一小学校敷地内)	業務委託 (令和4年4月より)	473-4950	70	30
	前沢第二学童保育所			473-4952	30	
二小	新川第一学童保育所	新川町1-14-6 (第二小学校敷地内)	直営	471-4596	60	30
	新川第二学童保育所			472-6356	60	
三小	中央第一学童保育所	中央町1-17-14 (第三小学校北側隣接)	業務委託 (令和6年4月より)	476-2133	50	30
	中央第二学童保育所			476-2115	50	
五小	南沢第一学童保育所	南沢4-6-1 (第五小学校敷地内)	直営	465-5194	70	60
	南沢第二学童保育所			465-5198	30	
六小	金山学童保育所	金山町1-17-1 (第六小学校敷地内)	業務委託 (令和2年4月より)	473-8431	60	30
七小	滝山第一学童保育所	滝山7-26-30 (第七小学校敷地内)	直営	473-3200	70	60
	滝山第二学童保育所			476-3090	40	
九小	くぬぎ第一学童保育所	滝山3-2-30 (第九小学校敷地内)	業務委託 (令和2年4月より)	474-4800	45	30
	くぬぎ第二学童保育所			474-4805	45	
十小	柳窪第一学童保育所	柳窪5-9-43 (第十小学校敷地内)	業務委託 (令和4年4月より)	474-2360	50	—
	柳窪第二学童保育所			474-2367	30	
小山小	小山学童保育所	小山5-5-4 (小山小学校敷地内)	直営	473-8870	60	30
神宝小	神宝学童保育所	神宝町1-6-7 (神宝小学校敷地内)	業務委託 (令和6年4月より)	474-6652	45	30
南町小	南町学童保育所	南町3-2-23 (南町小学校敷地内)	直営	465-6789	70	60
本村小	本村学童保育所	野火止3-4-5 (下里第二住宅5号棟西側)	業務委託 (令和4年4月より)	474-7897	60	—

※児童青少年課では、学童保育所の待機児童の解消をめざし、小学校の特別教室等の借用に向けて小学校と協議を進め、平成28年度より特別教室等の運用を開始しました。令和6年11月現在、10校で実施しています。

※小山学童保育所では、待機児童対策として、増改築工事を行うことを予定しておりますが、本工事に先立ち、小山小学校増改築工事が行われるため、工事期間中の安全及び騒音対策として、小山小学校仮設校舎の特別教室等を借用し、育成支援を行っています。

※小山学童保育所の増改築工事につきましては、詳細が決まり次第改めてお知らせいたします。